



H24.8
臨時号

こういきれんごう

久慈広域連合

介護保険減免制度のお知らせ

久慈広域連合では、東日本大震災により被災された第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と介護サービス利用料の減免を行います。

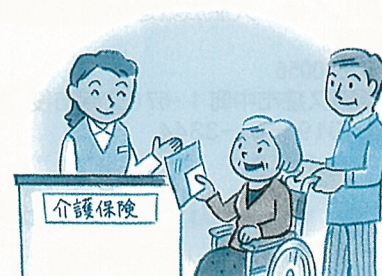
また、生活困窮者の減免制度もありますので、対象となる方は、久慈広域連合介護保険課またはお住まいの市町村の介護保険担当課に申請してください。

東日本大震災に伴う介護保険料の減免について

対象となる方

【申請期限：平成24年10月31日】

- ・お住まいの住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・生計を維持している方が死亡、行方不明または障害を受けた方
- ・被災による失業・廃業などにより、収入が大幅に減少した方で平成24年分の所得金額が一定以下の方
- ・原子力発電所事故による避難世帯の方



減免の内容

- ・平成24年9月までの介護保険料の全部または一部
(原子力発電所事故による避難世帯の方は平成25年2月までの介護保険料の全部)

東日本大震災に伴う介護サービス利用料の減免について

対象となる方

【申請期限：平成24年11月30日】

- ・お住まいの住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・生計を維持している方が死亡、行方不明または障害を受けた方
- ・生計を維持している方が長期入院により収入が大幅に減少した方
- ・生計を維持している方が業務を廃止または休止した方
- ・生計を維持している方が失職し、現在収入がない方
- ・原子力発電所事故による避難世帯の方

減免の内容

- ・平成24年9月30日まで利用分の介護サービス利用料の全部



生活困窮者の介護保険料の減額について

東日本大震災の被災者に対する減免制度のほかにも、生活困窮者に対する減免制度があります。

対象となる方

- ・世帯全員が住民税非課税の方
- ・年間収入が120万円以下の方
- ・固定資産などが一定基準以下の方

お問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課 0194-61-3355
久慈市介護支援課 0194-61-1112
洋野町福祉課 0194-65-5915
野田村住民福祉課 0194-78-2927
普代村住民福祉課 0194-35-2113

お気軽にご相談ください